

宇部共同義会の創立とその財政

——近代における地域主義の形成——

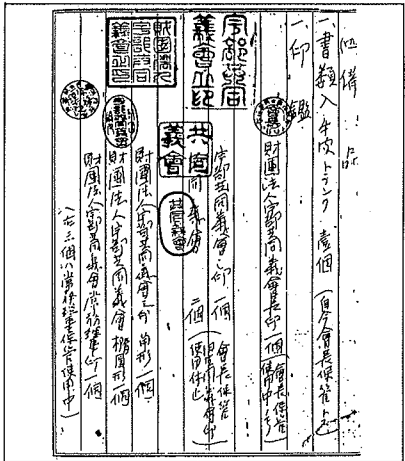
一 はじめに

近代資本主義社会の形成期にあつて、山口県の瀬戸内海に面した宇部村が、その地下に含有する石炭を「宇部式匿名組合」と名称される独特な企業組織で開発して急成長を遂げ、「宇部モノロー主義」と呼ばれるような閉鎖的な地域社会を形成していたことは、よく知られている。

特に、旧宇部五カ村は、前近代の封建体制下で萩藩一門八家の内に数えられた福原氏の一円知行する給領地であつた関係上、廢藩置県以後も強固な結束を保つ連合村として機能し続けており、天与の炭坑業を村落共同体の支配下に組み込んで、他地域からの参入を阻みながら

宇部共同義会の創立とその財政（戸島）

戸 島 昭



宇部共同義会の公印(昭和20年)

より強固な共同体を再構築した近代地域社会の典型として注目される。

従って、そこに内包される社会的な諸問題の分析は、近代資本主義社会の形成期の特質を明らかにする上で有効な手段となっており、これまで宇部地域を対象とした研究成果が数多く積み重ねられてきた。⁽²⁾

しかし、「宇部モンロー主義」の形成に最も重要な関わりをもった「宇部共同義会」について、「教育費」(共同義会規則第三条第一項)「極難ニシテ徴兵現役ニ在ル者ノ家族」(同第二項)「極難ニシテ弁納シ得ザル者ノ戸別金」(同第三項)「前項ノ外当会ニ於テ必要ト認ムル事業」(同第四項)の補助を目的とする第一部と、「各自鉦区ヲ一ニシテ協力同心永ク此ノ福利ヲ継続スルコト」(石炭部設立檄文)を目的とする第二部を全体的に把握して、地域社会との関わりの方角から具体的に解明した研究成果を持ち合わせているとは言い難い。

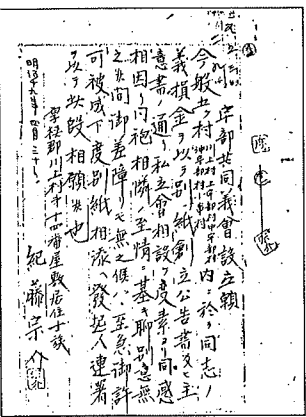
確かに、共同義会自身が昭和十一年(一九三六)に編集した『宇部共同義会五十年誌』⁽³⁾や、その解散後の精算事業として同三十一年に刊行した『宇部共同義会史』もあるが、再検討を加えなければならない問題が多くある。幸いなことに、共同義会の創立から解散に至る六十余年間の基本的な文書が宇部郷土資料館に伝来しており、これらの一次史料を使つての検証なしに、歴史的な証価は不可能である。

本稿では、近代資本主義社会の萌芽期にあつて、宇部という地域社会が、石炭の採掘をめぐり、「共同義会」という強固な組織を構築し、村民を共同体規制の支配下に収斂していた明治期について、その創立期の諸問題を検証し、財政的な運営状況の分析を通して、共同義会の全体像を把握しようと試みるものである。

二 宇部共同義会(第一部)の創立

第一に、共同義会が創立された明治十九年(一八八六)は、果してどのような時点であつたのか、その時代背景を問題にしなければならない。

早くは大正三年(一九一四)二月の『宇部村誌』から、最近昭和四十七年(一九七二)の『歴史の宇部』の編集に至るまで、宇部の近代史を記述するにあたって、共同義会の設立意義が書かれなかったことはないが、そのほとんどは共同義会の創立趣意書を掲げる程度であり、明治十九年当時の全国的な不況状況を踏まえての考察に欠けている。すなわち、明治十年代の後半においては、松方デフレ財政の下で不況が激化したため、東日本にあつては秩父事件を頂点とする一連の「激化事件」が起こつており、西日本にあつては社会不安を緩和する措置として、北海道やハワイなどへの「移民」が真剣に行なわれており、また、山口県でも困窮士族対策の基礎資料として、「士族生計調査」が一斉に実施されているのである。



宇部共同義会設立願(明治十九年四月)

特に宇部五カ村(川上・上宇部・中宇部・沖宇部・小串村)にあつては、十七年五月に徹底的な士族生計調査が行なわ

れており、その詳細な記録は他に類例をみない。⁽⁴⁾七組一三五戸の士族のすべてに及んだこの調査結果の深刻さは、当然、士族以外の平民層における生計の困窮ぶりをも示唆しており、戸長を中心とする宇部五カ村の支配者層の間で、不況対策が真剣に考えられていたはずである。

事実、十九年四月三十日付の「宇部共同義会設立願」⁽⁵⁾に添えた「同創立公告」では、次のように世情を分析して、教育・兵役・戸別金納税の補助を目的とする「共同義会」の必要性を強調しているのである。

方今各地人民ノ困難疲弊、寒ニ名状スベカラサルノ極度ニ至レリ、就テハ各自身上ニ負担セルノ義務ヲ尽ス能ハサルモノ、此ノ如クシテ数年ヲ経過スルトキハ、豈ニ特リ人民一身ニ止マラン乎、其ノ大ニ国力ノ消長ニ関スルハ、余等ノ喋々ヲ待タスシテ明瞭ナリ……（以下略）……

第二に、共同義会の創立に当って、その発案者が誰で、どのような階層の者を統合して設立にまで漕ぎつけたか、共同義会の提唱者とその意識を問題にしなければならない。

発案者については、昭和十一年、弓削達勝氏が『素行渡辺祐策翁』において、藤本晋一と厚見剛之助の二人を挙げ具体的にその経過を再現して記述するところである。すなわち、その概略は、明治十八年の三月、宇部小学校を会場に「防長南部懇親会」を会主として主催した国吉明信（小串村士族）と藤本晋一（沖宇部村士族）の指導性に注目し、特に藤本晋一について、「政治的に社会的に其の感化力の偉大であった事は、前後其の比を見ざるところ」と評し、同年五月、宇部組戸長であった厚見剛之助（上宇部村士族）を訪ねて、共同団体の設置を相談したとする。そして、厚見剛之助については、「当時最も進歩主義の奉持者」であったと評し、以後、国吉明信、紀藤宗介（川上村士族）、藤田義輔（沖宇部村士族）、山崎俊蔵（中宇部村士族）ら「同志」に諮って、一年後の五月に、発起会という形で具体化したというのである。

現在、この記述を裏付ける文書記録は見つけられないが、弓削達勝氏が『渡辺翁』を刊行した当時は、折から『宇部共同義会五十年誌』が共同義会自身の手で編集されており、その創立当初の経緯を見聞した者などの回顧談も容易に得られたと考えられ、以上の六人に林仙輔（中宇部村士族）と村田勇太（上宇部村士族）を加えると、そのまま共同義会設立当初の役員であることからして、信憑性の高い記事であろう。

確かに、共同義会の提唱者については、昭和十六年九月、『宇部文化』（二巻二号）が「紀藤両翁に訊く——共同義会と達聡会を中心に——」を特集しており、その中で紀藤閑之介が「義会の設立には藤本晋一という人が大きな役割をしてゐる」と語り、断定をしないながらも「頭もよく、組織的な頭脳と手腕を持った、今で云へば宇部の企画院総裁」と付け加え、紀藤織文もまた、共同義会の命名について「恐らく藤本晋一の発案であろう」と推測していることなどからして、藤本晋一を発案者と断定しても間違いはないであろう。

更にまた、藤本晋一は、前述の「設立願」に紀藤宗介・国吉明信・林仙輔・山崎俊蔵・厚見剛之介と共に名前を連ねており、この願書の綴じ合せに、会長に就任する紀藤宗介と並んで封印を押ししていることからしても、いかに重要な役割を演じていたかが判明する。

ところで、この藤本晋一については、やはり紀藤閑之介が「両翁に訊く」で「英書なども読んでいて、井上（馨）さんの引立てで上海にも行ったことがあり、県会議員もやった、また山口県協同会社の議員もやった人だ」と語っているように、進取の意志に富み、広い視野をもった人物であった。



藤本晋一

事実、旧主福原氏の『御家来中分限帳』⁶⁾（慶応二年）によれば、「嫡子御雇」として若い時から出仕しており、明治四年一月には、英学修業を目的に、長崎から上海・香港への自費留学を藩府に願ひ出て許可されているし、同十四年五月には、宇部連合村会の議長として、備荒団穀資金の取り下げを県に願ひ出ていることも、また、同十六年頃から協同会社の議員を務めていることも確認できることである。従って、紀藤織文が「両翁に訊く」で「山口の協同会社は

実業方面だが、案外この共同義会の名は、協同会社との方面は違ふが、その精神から云つたら同じもので、会社を義会としたという処にあるかも知れぬ」と発言しているように、藤本晋一が、このような経歴から得た知識と体験で、不況下における農村社会の階層分解を強く意識し、宇部五カ村内の地主層を糾合して、「共同義会」の名のもとに、共同体相扶組織の再構築を図つたに違いない。

すなわち、共同義会設立当初の役員は、会長紀藤宗介と副会長藤田義輔以下、幹事国吉明信、藤本晋一、三隅男也、林仙輔、山崎俊蔵、村田勇太、厚見剛之介に至るまでのすべてが士族であり、しかも、紀藤宗介の四六町二反を筆頭に、最少の山崎俊蔵の場合でも六町四反の田地を所有する、豊かな地主層であった。

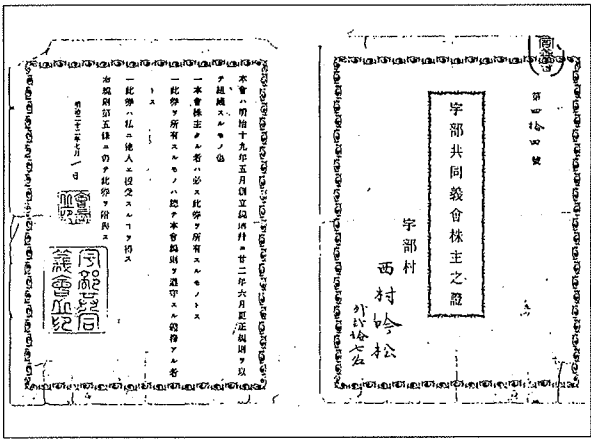
第三に、創立当初の共同義会の性格を規定するためには、その発起会から創立総会を経て、村民一般を会員として

表① 宇部共同義会の株主惣代と株主数 (明治19年創立当初)

村名	株券	株主惣代名		株券	株主惣代名	
		外株主	内株主		外株主	内株主
川上村	1	紀藤 宗介	26	19	藤本 晋一	44
	2	紀藤 織文	22	20	西村 利介	44
	3	藤田久太郎	22	21	藤本 閑作	44
	4	萩田 紘	22	22	飯田 康蔵	44
	5	藤本遠一郎	22	23	安武久太郎	44
上宇部村	6	村田 勇太	45	24	石川 洞蔵	47
	7	村田稲太郎	44	25	藤田 義輔	44
	8	厚見剛之介	44	26	藤田松兵衛	44
	9	西村 伝介	44	27	藤田 泰梁	44
	10	末村佐太郎	44	28	藤田 禎輔	44
	11	竹下幹太郎	44	29	藤田 耕輔	44
中宇部村	12	山崎 峻蔵	23	30	三隅 久吾	47
	13	波多野健介	23	31	中島弥兵衛	47
	14	林 仙輔	23	32	国吉 明信	38
	15	庄 俊輔	23	33	入江 汀	38
	16	宮口 忠助	23	34	渡辺 祐策	37
	17	伊藤 彦輔	23	35	俵田勤兵衛	38
	18	三隅 男也	25	36	内山又右衛門	38
5カ村合計株主1,348人		(内訳)株主惣代36人・外株主数1,312人		[資料] 西村家文集1「資本台帳」より作成。		

[資料] 西村家文集1「資本台帳」より作成。

組織するまでの経緯についても、細かく検討を加えなければならない。
すなわち、藤本晋一が宇部組戸長厚見剛之介に諮つた共同義会の創立は、それから一年後の十九年五月の発起会で表面化するが、そこに集まつた一人の内訳は、中宇部五、冲宇部三、上宇部二、小串二、川上二人となつており、まず、宇部五カ村全域に拡がっていることが注目される。
また、この一四人のうち、一〇人までは士族と



(表) 宇部共同義会株主之証 明治22年7月発行(裏)

確認され、かつての福原氏家臣団としての土族的な性格が色濃く反映していたことは容易に想像できるが、四人は平民であり、高野義祐氏が『新川から宇部へ』で、「士族の団体である共同義会は平民勢力と、常に対立関係にあった」と断定したり、布引宏氏が「(宇部鉄道) 覚え書(三) 明治中期宇部炭田の機械化と共同義会」で、「士族グループが四面楚歌、政府までが敵であり、経済の流れにも逆行しなければならなかった」と、共同義会の創立に関して、土族的な側面を余りにも強調していることには問題がある。もともと、宇部五カ村にあった福原氏の家臣団は、倍臣で、しかも在郷して土地所有をしていた士族であり、その地主的な側面に注目することによって「平民グループ」をも含めた近代的地域主義——すなわち「宇部モノロー」の成立に、はじめて説明が付くことになる。

さらにまた、上宇部外四カ村戸長の中島弥兵衛や、戸長役場用掛の村田稲太郎が発起人の中に加わっており、共同義会の創立は、行政担当者を組み込んだの地域主義に重点を置くものであったし、四日後の創立総会への参加者として人選した三六人の内訳も、川上村五、上宇部村六、中宇部村七、冲宇部村一三、小串村五人で、五カ村の村勢を反映したものに なっている。

この三六人については、発起会の申合せ事項の中に、「当、今、株主惣代(即ち会員)ハ左ノ人名ヲ以テ之ニ充ツ」とあるように、漸定的なもの

であったが、翌二十年一月には、それぞれ惣代としての株券が与えられており、二十二年の第一回改選まで、創立期の重要な二年間を、株主惣代として共同義会の運営に携わっている。また、この三六人という惣代数の根拠や、その人選の基準は不明であるが、「宇部共同義会規則」第十五条に、「株主惣代ハ各納税組区域内ニ於テ一名宛ヲ公選ス」と規定されていることからして、創立当初から納税組区域を一単位とするものであったと考えられる。

事実、「資本台帳」の「株主人名」によると、表①に示したとおり、三六人の株主惣代のそれぞれは、村ごとにほぼ一定数の会員を代表する者になっており、機械的に宇部五カ村民が区分されているのである。しかも、合計一三四八人の会員数は、二十二年末の宇部五カ村の戸数一三〇三戸に近似しており、共同義会がすべての戸主を包含せんとする強力な地域主義のもとに、計画的に組織されたことを物語っている。そして、二十二年の改選による株券交付では惣代四六人、株主惣人員一三五五人となっており、町村制の実施で、納税組に変化があったことがうかがわれる。

第四に、共同義会の運営上の問題として、事業資金を生み出すところの資本金の蓄積と、その貸付けの実際を検討しなければならない。

これについては、「規則」第四条に「当会ニ於テ募集スル資金ハ七千円ト予定ス」とあり、第五条に「資本金ヲ出セシ者ハ皆本会会員トシ」とあることから、七千円を目標額にして、三六人の創立総会参加者が、その納税組区域ごとに、全戸主を対象にして出資金を募集した様子が知られる。その結果、十九年十二月までの時点で一五五一円九三銭の収入を得て、これを資本金として、共同義会が発行しており、それ以後の募金は行なわれていない。

この募金額は、一会員あたりに換算すると平均一円一五銭となるが、目標額の七〇〇〇円にはほど遠く、従ってその不足分は、二十年十月十日付で、戸長役場から「預り金」として一〇一九円余を、月別五朱の低利で借り入れ、以

後、年末に一たん元利を完済しながら、二十一年には五〇五円余、二十二年には一三四四円余、二十三年には一三八三元を、それぞれ借り入れている。さらにまた、「繰替金」として創業費当座帳から七八円余を繰り入れ、年々戻し入

表② 宇部共同義会第1部請払勘定決算額の推移

〔資料〕 西村家文書2「勘定帳」より作成。

年度	資本金	預り金	利子	準備金	その他	請金高計	払金高計	請払引残金(種益金)
年度	円	円	円	円	円	円	円	円
明治19年	1,551.93	1,019.398	103.827			2,675.155	2,601.91	73.245
20	1,551.93	505.321	149.832	24.415	(開敷益金 10.175)	2,241.673	2,093.794	147.879
21	1,551.93	505.321	95.208	74.415	(開敷益金18.649 預り金前年利子12.128 向田兄弟保額預り金30. 向田兄弟保額預り金30.48 第2部預り金350.)	2,287.651	2,186.401	101.25
22	1,600.	1,344.273	253.934	60.095		3,638.782	3,425.152	213.63
23	1,600.	1,419.927	378.674	145.547	(第2部預り金350.)	3,894.148	3,600.67	293.478
24	1,600.		230.906	365.655		2,196.561	1,965.655	230.906
25	1,600.		259.318	530.655		2,389.973	2,130.655	259.318

表③ 宇部共同義会第1部事業費支出決算額の推移

〔資料〕 西村家文書2「勘定帳」より作成。

年度	小学校困難者へ補助	達聴会へ寄附	徴送別旅費	兵入送別旅費	常務幹事報酬	事務所借上料	会費事務所費	筆工料	使夫・脚夫賃	その他	支出合計
年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治19年											
20	27.45									20年度事務当座帳より記入 額8.178円	35.628
21		10.			15.					前年度不足金補充5.628円 向田兄弟へ貸与3円、当座 帳より翌記11.483円	45.111
22	20.25	15.	0.5	15.	7.2	11.565				駐在所借上料3.6円、同臨 時修繕費1円	74.115
23	10.	15.			25.	6.	14.962	2.328	2.6	前年度不足補充金13.888円 海面埋立出願費30円	119.778
24	15.	15.	1.	15.	6.	4.405	0.815	0.71		印紙代0.005円	57.935
25	27.	20.	0.5	15.	6.	9.01	0.383	0.45		木杯披露酒肴料2.47円、掛 具料1.6円	82.413

れをして二十一年度で完済したり、藩政期以来つづいてきた困穀米の入替を斡旋した手数料などを加えて、貸付事業の運転資金としていたのである。

このような共同義会の財政基盤創立期の請払勘定を、年度別決算額の推移で示すと表②のとおりであり、また、この時期の共同義会第一部の諸事業は、表③で示したとおり、小学校生徒就学困難者への補助と、達聴会への寄附金が主体で、その金額は少額であった。

一方、資本金と資本準備金の

表④ 宇部共同義会第1部資本金・資本準備金の現在高の推移

年次	資本金 円	摘要	資本準備金 円	摘要
明治19年末	1,551.48 1,551.93	12月資本金収入高 資本収入合計違いなどにより45銭増補。		
20	〃		24,414	19年度資本純益金の三分一を積立。
21	〃		74,414 108,165	20年度資本純益金50円を積立。 21年度資本純益金33,75円を積立。
22	1,600.	第3回準備金の内から編入 48.07円。	60,095	資本金へ48.07円を編入。
23	〃		145,547	22年度資本純益金85,452円を積立。
24	〃		365,655	23年度資本純益金220,108円を積立。
25	〃		530,655	24年度資本純益金165円を積立。
26	2,000.	準備金の内から編入400円。	709,240 309,240 445. 543,876	25年度資本純益金178,585円を積立。 資本金へ400円を編入。 26年度資本純益金135,76円を積立。 興産会社からの寄贈金98,876円を編入。
27	3,000.	第2部準備金の内から回金 1,000円。	459,842	臨時費へ84,034円を支出。
28	〃		521,842 414,35	27年度資本純益金62円を積立。 臨時費107,492円を支出。
29	〃		290.	事業費へ124,35円を支出。
30	〃		421,960	29年度殖益金の内131,96円を積立。
31	4,000. 7,000.	第2部から回金1,000円。 〃 3,000円	574,36	30年度殖益金の内152,4円を積立。
32	〃		850. 1,229. 11,229.	31年度殖益金の内275,64円を積立。 32年度殖益金379円を積立。 第2部から10,000円を回金。
33	7,500.	第2部から回金500円。	6,010.	学校増築費へ5,000円、臨時費へ219円を支出。
34	12,000.	準備金の内から編入4,500 円。	7,000. 2,500. 3,680.	34年度殖益金の内990円を積立。 資本金へ4,500円を編入。
35	〃		0.	教育費へ3,680円を支出
36	17,000.	第2部から回金5,000円。	735.	735円を編入。
37	〃		1,683,763	948,763円を編入。
38	〃		1,053,444	高武費・宇部駅費等へ630,319円を支出。
39	〃		1,669,008	第1部歳出から615,564円を編入。
40	〃		2,285,608	第1部歳出から616,6円を編入。
41	19,500.	第2部から第1部準備金を 経て編入2,500円。	1,945,696	特別員への寄贈費339,91円を支出。
42	〃		199,15	記念碑・宇部駅費等1,746,546円を支出。
43	49,500.	第2部から回金30,000円。	4,010,584	第1部収支残金3,811,434円を編入。
44	〃		8,004,285	
45	56,553.65		8,925,244	

〔資料〕 西村家文書1「資本台帳」・同10「幹事会協議録」(宇部共同義会第1部収支決算報告書26・27回)より作成。

以上、共同義会第一部の諸事業費を生み出すもとなつた資本金と資本準備金について、明治十九年の創立初年度から、財団法人に切り替えられる同四十五年度まで、その蓄積状況を示すと表④のとおりである。

貸付金利は、毎年、共同義会の会議で決定したが、二十一年度に八朱、二十二年度に九朱、二十四年度に一分と上昇しており、二十七年以降は八朱から一分の間を上下している。また、毎年十人前後にのぼる貸付対象者の中には「興産会社」を興した藤本晋一や、「沖ノ山炭坑」を創始した渡辺祐策のような事業家が含まれており、この貸付事業こそが、資本蓄積の乏しかった宇部の明治二十年代における金融制度として機能し、会員に対する共同義会の直接的な利益となり、炭坑業の発展にも多大な役割を果たしているのである。

七年度になって日清戦争に伴う軍事公債を二〇〇〇円ほど買入れ、三十六年になって初めて一部の資金が銀行預金に換えられるという状況であった。



宇部共同義会第1部の現金貸付帳

従つて、二十年度以降も貸付事業は会員への貸付のみで順調に回転し、二十比較的低利な貸付事業であった。

貸付事業は、「規則」第四条で「確実ナル抵当貸付ヲ為シ、若クハ公債証書、日本国立銀行券等ニ換置」と規定される場所であるが、具体的には「宇部共同義会細則及章程」第七条で、「貸付期限ハ一ケ年以内トス、満期ニ至リ延期ヲ請フ者アルトキハ都合ニヨリ一ケ年以内ヲ猶予スルト雖モ、前期中ノ利子収入済ニアラザレバ延期スベカラズ」とされており、その実際は共同義会創立当初からの「現金貸付帳」が残存しており、これによって詳細に判明する。

すなわち、初年度の貸付は、二十年一月に、資本金と預り金を一二人に対して月別七朱の単利で貸付けている。これを年利に換算すると八分四厘になり、比較的低利な貸付事業であった。

宇部共同義会の創立とその財政(戸島)

四〇

宇部共同義会の創立とその財政(戸島)

四一

二 石炭鉱業（第二部）の設置

明治十九年五月、宇部五カ村内の生活困窮者に対する教育、兵事、納税の補助を目的として、共同義会を発足させた藤本晋一らは、この「共同義会」の名のもとに、当時最大の関心事であった炭坑業をめぐる諸問題にかかわって、石炭借区の統一と採炭稼業の統制に乗り出すことになる。すなわち、翌二十年七月の、共同義会第二部（石炭鉱業）の設置がそれである。

この第二部の設置とその運営については、早くは昭和二十八年の『宇部産業史』の概説があり、最近では荻野嘉弘氏による「宇部共同義会における炭鉱業の統制」（宇部地方史研究第10号一九八二年）の綿密な研究成果もあることから、ここでは残された若干の問題について言及し、主に第一部と第二部の金銭的な関わりについて検討を加えてみたい。

第一に、共同義会（第一部）創立から、石炭鉱業（第二部）の設置に至るまでの期間は、わずか一年二カ月であるが、共同義会創立当初の時点において、果たして石炭部の設置が考慮されていたのか、否か、という疑問である。

すなわち共同義会以前における石炭借区統一事業については、既に「宇部石炭会社」の存在を紹介し、その権威と統制が崩壊し始めていたことから、炭坑業の乱立を防止するための新機構が必要とされていた情勢について指摘し得たつもりであるが、「宇部共同義会設立願」に添付した「同創立公告」や「同創立主意書」、あるいは「宇部共同義会規則」など、十九年五月の創立当初の記録から、その後の石炭部事業を読み取ることは不可能なのである。

確かに、昭和十六年の「紀藤両翁に訊く」（『宇部文化』一卷二号）において、紀藤織文が、「その鉱区の問題で共同義会が出来たのではありませんか」という質問に対して、「それは違ふ。共同義会の設立は鉱区の問題で出来たの

はない」と否定しているように、創立当初の共同義会は、村内有志者から募集する「義損金」を資本金として貸付けを行ない、その事業経費を生み出すところの、全くの社会事業団体であったはずである。

しかし、七〇〇〇円を予定した村民からの募金が、十九年十二月末までの段階で一五五一円余にしかならなかった状況の中で、新たな対応策が急務となり、懸案であった石炭借区再統一の必要と結びついて、「共同義会」の名のもとに、石炭部の設置問題が浮上したに違いない。

事実、共同義会創立三カ月前の十九年二月の段階では、まだ俵田瀬兵衛の管理する福原俊丸名義の借区地内で、福原俊丸以下二四人の組合株式会社による石炭坑業条約が行なわれていたし、逆に共同義会創立六カ月後の同年十一月の段階では、すでに地主に対して坑区の統一を呼びかける「檄文」が飛ばされていたのである。すなわち、わずか九カ月の間における急な情勢変化であった。

第二に、石炭部設置の提唱者が誰であるか、ということをはっきりと明らかにしておく必要がある。

この問題については、第一部と同様に、藤本晋一の発案であったはずで、自ら第二部々長に就任しての運営であった。すなわち、藤本晋一は、かつて福原芳山が自らに代わる炭坑会社の社長として名前を挙げたことのある人物で、これまで炭坑会社を主宰してきた俵田瀬兵衛に代わっての登場であった。

それは、二年後の二十二年九月に、藤本晋一自身が社長に就任して「興産会社」（通称ポンプ会社）を共同義会の支援で設立し、炭坑業発展の隘路となってい

表⑤ 宇部五カ村の戸数と共同義会株主・坑区依託者数

	昭治17年 1月 戸数	明治20年 1月 共同義会株主 数	明治20年 6月 坑区依託者 数	明治22年 末 戸数
川上	112	119	113	
上宇部	243	271	200	
中宇部	136	170	124	
沖宇部	532	594	580	
小串	171	194	156	
	1,194	1,348	1,173	1,303

〔資料〕「山口県厚狭郡治一覽表」明治17年18年（山口県文書館蔵）
「石炭坑区依託契約書」（西村家文書48～52）
「宇部共同義会資本台帳」（西村家文書1）

た排水問題を解決することと考え合せてみると、重要な意味をもっている。

また、村議会の発足に先立って、二十一年五月、言論機関としての宇部達聡会を創設したり、二十三年三月、共同義会議長として「議事細則」を制定することなどを勸案すると、後年、紀藤閑之介が藤本晋一のことを「宇部の企画院総裁」と評しているのも、理由のあることと言わなければならない。

まさに、この藤本晋一によって、近代宇部の地域社会は主導されている。かつて、英国から帰った福原芳山が好んでG・Yというイニシャルを彫り込んだ印鑑を使っているが、藤本晋一もまたS・Fというイニシャルを彫った印鑑を持っており、また、洋装を好んだ日常生活からも、英学修業の経験に対する自負心と、福原芳山死没後の指導者たらんとした意識がうかがえるのである。

第三に、共同義会の呼びかけに応じて、宇部五カ村の地主が、その地下に含有される石炭の坑区を「忻然其趣旨に賛同し」、¹¹¹⁾ 依託したという問題の吟味が必要であらう。

すなわち、「坑区ヲ一ニシ、共力同心、永ク此福利ヲ継続スル事業ヲ謀レリ、諸君モ亦、吾輩及同志ト共ニ、此議ヲ賛成アラン事ヲ希望ス」という共同義会の「主意書」¹¹²⁾ に対して、「拙者共処有地中、総テ地下ニ含有スル処ノ石炭坑区、当明治二十年六月ヨリ同三十四年迄、往十五ヶ年間、貴会へ依託可致候」という「契約書」¹¹³⁾ が村ごとに作成されておられ、それぞれ今日まで伝来しているのである。

この五カ村の「契約書」に記名・捺印された人員は、表⑤に示したとおりであり、その合計一七三人という数値は「宇部産業史」¹¹⁴⁾ が掲げる一二六〇戸ではないものの、明治二十年当時の宇部五カ村の戸数に近似している。また、捺印のない者が少し含まれ、その筆跡も明らかに少数の者が事務的に書き上げたもので、各人が自ら署名した

ものではないものの、当時、既に石炭借区地を手に入れていた沖宇部村の久保田平左衛門や桂藤右衛門・真宅利兵衛の記名捺印があり、全村民からその所有地の地下に眠る石炭坑区を共同義会に依託させようとした所期の目的を、ほぼ完全に達成していたものとして、改めて注目される。

しかし、この「契約書」で共同義会に依託された「石炭坑区」は、未借区地としての坑区であり、法律的には単なる地主先願権の依託でしかなかったのである。しかも、この「契約書」への捺印は、強い村落共同体規制の中で行なわれた形式的なもので、共同義会の趣旨が全村民に徹底したことや、全面的な賛同であったことを意味していない。

事実、共同義会の石炭坑区統一に関しては、その後の運営に深くかわった紀藤織文らが「両翁に訊く」で、「他の地主の鉱区を併せて経済統制をやったのだから随分反対もあった」とか、「共同義会に反対した鉱区を反対鉱区と云ってゐた」と回顧しているとおり、福原俊丸名儀以外の、久保田平左衛門借区や桂藤右衛門・新宅利兵衛借区の共同義会への譲渡については、無条件ではなかったのである。

第四に、共同義会第一部と第二部（石炭部）の財政的な関係について、今まで検証がなされてい

表⑥ 宇部共同義会(第1部)の石炭部(第2部)への貸付

明治年月	摘要	貸付 円	払戻 円	差引残高 円
20・12	2部出納員林仙輔へ貸渡	75.		75.
21・1		30.		105.
21・1	林仙輔外5人名義石炭借区税トシテ貸渡	62.503		
21・1	久保田平左衛門名義石炭借区税トシテ貸渡	11.336		
21・1	石炭借区税手数料トシテ貸渡	0.074		
21・1	桂藤右衛門・新宅利兵衛等5人へ報酬金トシテ貸渡	101.6		280.513
21・9	2部カラノ返却金トシテ受取		190.513	90.
21・12	貸付金ノ利子トシテ貸渡	2.88		92.88
21・12	貸付金の利子トシテ受取		2.88	90.
22・5	貸付金の利子トシテ貸渡	3.6		93.6
22・5	2部カラノ返却金トシテ受取		93.6	0.
22・2	貸付	30.		30.
22・5	貸付金ノ利子トシテ貸渡	0.96		0.96
22・5	2部カラノ返却金トシテ受取		30.96	0.
計		317.953	317.953	

【資料】「勘定帳」西村家文書2

表⑨ 宇部共同義会第2部石炭鉱業支出決算額の推移

年度	鉱業採掘 （鉱業採掘）	測量製図費	収入印紙 郵便切手	報酬及手当	諸給料	会議費 交際費	その他	翌期繰越金	支出合計
明治22年	146,485 組合費83,418		38.82	47,814 職員手当 65.	264.55 賃手 25.	7,897	旅費宿泊費18.30円、臨時私保証金200円、維持金200円、1部預入金350円、備品消費費4,578円、臨時費330,996円、雑費6,451円	1,733,576	3,396,885 （ママ）
26	201.42		101.55	38.42 職員手当 75.	177,692 事務手当 28.	11,666	旅費自当23,551円、備品消費費2,933円、雑費0.27円、準備積立金300円	80,134	1,040,635
27	264,784 組合費44,727		128.62	39,025 職員手当 75.	257.18	17,556	旅費自当37,41円、備品消費費25,345円、臨時支出50円、雑費0.05円、準備積立金800円	91,339	1,831,040
32	1,113,758	7.95	134.9	176.8	540.	55,699	旅費自当121,64円、雑給29,205円、旅費出張費249,842円、備品消費費30,326円、雑費0.15円、臨時支出55円、準備積立金6,300円	633,416	9,428,677
37	733.52	10.	478.7	151.96	330.	11,666	旅費自当13,78円、雑給12,29円、備品消費費11,94円、雑費0.1円	1,531,180	3,285,130
38	1,087.45	2.5	270,155	125.	367.	22,538	雑給12,49円、備品消費費13,416円	4,602,305	6,502,896
39	556.37	0.	200,215	152.	210.	5.4	旅費自当12,41円、雑給7,27円、備品消費費25,762円	6,164,496	7,333,913
40	384.32	6.63	6.63	152.	170.	15,466	旅費自当10,56円、雑費8,92円、備品消費費14,605円	6,250,393	7,012,888
41	769.43	8.	7.31	152.	170.	4.3	雑費9,25円、備品消費費17,855円	5,993,426	7,131,571
42	1,169.58	0.	6,135	155.	160.		備品消費費12,9円、雑費5,675円、向田退費0,803円	5,549,446	7,059,539
43	772.84	3.09	3.09	130.			備品消費費3,86円、雑費4,23円	5,970,141	6,884,161
44	304.46	9.25	31.76	110.			雑費1,62円	6,492,641	6,949,731
45	417.79	10.19	1.33	90.			一部へ回金4,000円、雑費1,25円	3,648,162	8,168,722

〔資料〕 林家文書46、紀藤家文書13・14、宇部石炭支局文書47、西村家文書6「諸照会往復録」、15「幹事会協議録」中の第2部石炭鉱業収支決算報告書（3～26回）より作成。

表⑧ 宇部共同義会第2部石炭鉱業収入決算額の推移

年度	前期繰越金	振別金	運転利子金	組合費	臨時収入金	収入合計
明治22年	524,779	2,150.	57,905	94,201	保証金200円 1部預入金 未済 35円 繰替金請 （同未済20円） 繰替金請 0.5	3,396,885
26	394,429	629,548	10,342	5,816		1,040,635
27	80,134	1,667,791	9,256	8,010	65,849	1,831,040
32	709,454	8,489,277	230,946			9,428,677
37	1,323,195	1,900.	61,935			3,285,130
38	1,531,180	4,650.	121,716		200. （ママ）	6,502,896
39	4,602,305	2,455.	266,608		100.	7,333,913
40	6,164,496	400.	371,392		77.	7,012,888
41	6,250,393	100.	370,468		410.71	7,131,571
42	5,993,426	100.	301,223	繰替残戻り金	664.89	7,059,539
43	5,549,446	520.	334,965	479.75		6,884,161
44	5,970,141	230.	292,260	457.33		6,949,731
45	6,492,641	1,200.	210,091	265.99		8,168,722

〔資料〕 林家文書46、紀藤家文書13・14、宇部石炭支局文書47、西村家文書6「諸照会往復録」、15「幹事会協議録」中の第2部石炭鉱業収支決算報告書（3～26回）より作成。

から年度別の事業決算額の推移で示すと、表⑧・⑨のとおりである。収入の部においては振別金の増減が石炭事業の盛衰を反映しており、支出の部においては一時的な事業費の支出が公共事業の実施を物語っており、特に注目される。

表⑦ 宇部共同義会第2部準備積立金の推移

年度	1月初元	利子	合計	第1部への回金
明治24年			2,151.	
25	2,151.		3,009.12	
26	3,009.12	301,682 積立 300.	3,610,822	1,000. 資本金へ
27	3,610,822	251,762 積立 800.	4,662,564	
28	3,662,564		6,954,859	
29	6,954,859		10,025,079	
30	10,025,079		21,087,035	
31	21,087,035	3,130,702 積立6,300.	31,090,725	5,000. 資本金へ
32	26,090,725		35,521,427	500. 資本金へ
33	35,021,427		39,658,387	10,000. 資本準備金へ
34	29,658,387		34,729,633	
35	34,729,633		38,169,158	
36	38,169,158		36,521,426	5,000. 資本金へ
37	36,521,426	3,179,650	39,701,076	10,000. 事業費へ
38	29,701,076	3,008,896	32,709,972	
39	32,709,972	2,766,884	35,476,856	2,000. 事業費へ
40	33,476,856	3,315,100	36,591,956	
41	36,591,956	2,613,244	39,205,200	2,500. 資本金へ
42	36,705,200	2,746,426	39,451,626	
43	39,451,626	410,020	39,861,646	30,000. 資本金へ
44	9,861,646	515,860	10,377,506	
45	10,377,506	513,710	10,891,216	

〔資料〕 「第二部準備金計算帳」西村家文書61、「諸照会往復録」同6、「幹事会協議録」同15、紀藤家文書13・14「石炭鉱業積立金報告書」より作成。

その間の利子を含めて、差引九八円余が第一部の準備金に編入されていることも興産会社の特別な役割を物語る事実として注目される。以上、第二部石炭鉱業の全体像を、残存する決算書

また、二十四年度から三カ年間、藤本晋一らが組織した興産会社から共同義会に対して三〇〇円の寄贈が行なわれており、逆に二十七年度には共同義会から興産会社解散時の旧役員に対して三〇〇円の寄贈が行なわれており、合計一二〇〇円の寄贈が行なわれている。すなわち、表⑥で示したとおり、第二部の創立時にあつては、二十二年度までの三年間、事業資金や石炭借区税など、合計三二七円余の貸付けが第一部から行なわれており、逆に、表⑦で示したとおり、第二部の準備積立金が順調に伸びると、二十七年度以降は第一部への回金が隔年平均で行なわれ、四十三年末までに合計六万六〇〇〇円にも達している。それでも四十五年度末には一万八九一円余が残っており、共同義会の財政全体における第二部の比重の大きさに驚かされるのである。

四 共同義会第一部の財政運営

共同義会創立期の財政状況については既に前項でみたとおりであり、ここでは財政基盤確立期としての明治二十六年以降同三十五年までの第二期と、財政基盤発展期としての三十七年以降同四十五年までの第三期について、それぞれ検討してみたい。すなわち、第二部石炭事業が軌道に乗り、その積立金が順調に第一部へ回金される第二期と、振別金収入が減少して石炭事業の收拾に入る第三期の財政状況についてである。残存する史料の制約上、三十六年度については、その詳細を明示し得ていない。

まず、第二期の請払勘定のうち「請金高」については表⑩に示したとおりで、第一部財政の全般を見渡してみると、資本金と準備金の増加が目につき、これら資金の貸付事業による利子金の収入額も増加していることが注目される。また、興産会社からの寄贈金と第二部からの回金額が大きく、第一部の財政に貢献している事実を読み取れる。

同様に、第二期の事業費の支出については、二十七年

表⑩ 宇部共同義会第1部請払勘定請金高の推移

年度	費目	公債ニ 関スル 臨時 収入		利子	準備金	前年度純 益金ノ内 事業費引 除金	その他	合計
		円	円					
明治26年	2,000.			191.232	309.24	88.061	興産会社寄贈金繰越 95.76 興産会社寄贈金 30. 興産会社寄贈金 30.	2,714.293
27	3,000.			185.15	543.876	75.785	臨時費トシテ引除金 60.31	3,834.811
28	3,000.	81.66		174.034	521.842	81.5		3,919.346
29	3,000.			215.2	290.	124.35		3,629.55
30	3,000.	10.		248.56	421.96	98.5		3,779.02
31	3,000.	60.		362.53	574.36	115.5	2部ヨリ回金 5,000. (4,000円を資本金へ)	9,112.39
32	7,000.	10.		833.65	850.	155.548	2部ヨリ回金 500. (資本金へ)	9,349.198
33	7,500.			828.748	1,229.	469.877	2部ヨリ回金 10,000.	20,027.625
34	7,500.			1,303.66	6,010.	1,064.021		15,877.681
35	12,000.	36.		1,449.61	2,500.	188.897		16,174.507
36								22,476.844

〔資料〕 西村家文書2「勘定書」より作成。

表⑪ 宇部共同義会第1部事業費支出決算額の推移

年度	費目	小学校へ 寄附	達聡会へ 寄附	徴兵入 旅費	常務理事 報酬	事務 費	所 費	会議費	用紙代	使夫賃	その他	経常費計	
												円	円
明治26年		35.	3.5	0.5	15.	6.	2.55	0.587	1.49		証券印紙代0.005円	64.632	114.034
27		20.	5.	0.5	15.	6.	5.36	0.675	0.35		木杯披露費4.09円、雑費0.15円	57.125	114.034
28		33.	0.	0.5	15.	6.	8.84	1.728	1.		賞杯披露費4.83円 公債応募諸費5.97円	76.868	428.128
29		30.	5.	0.5	22.5	8.	13.415	1.43	1.1		賞杯披露費5.465円、前会長贈与 品17.15円、雑費0.71円	105.27	3.82
30		40.	10.	2.	15.	8.	6.04	1.04	0.98		賞杯披露費3.5円、雑費0.6円	87.16	2.
31		40.	20.	5.	15.	8.	11.65	1.162	1.33		賞杯披露費4.7円 警備費寄附1,000円	1,106.842	0.
32		35.	10.	5.	15.	8.	13.7	0.07	1.23		賞杯披露費5円、公債所得税2 円、正副会長幹事報酬50円	145.	5.321
33		40.	0.	10.	15.	8.	18.48	0.9	3.		賞杯披露費9.5円、公債所得税 2円、正副会長幹事報酬50円、 軍人優待費145.931円、贈呈費 150.6円、雑費0.193円	453.604	5,000.
34		118.578	20.	10.	15.	8.	18.7	0.	1.15		正副会長幹事報酬50円、常務幹 事特別報酬50円、公債所得税2 円	293.428	895.356
35		0.	10.	12.	15.	8.	8.76	0.	1.2		正副会長幹事報酬50円、公債所 得税2円、軍人優待費6.93円、 山口招魂祭寄附18円、常務幹事 特別報酬40円、雑費32.482円	204.382	0.
36												4,277.779	0.

〔資料〕 西村家文書2「勘定帳」より作成。

度から新たに経常的経費と臨時的経費に区分した財政運営が行なわれるようになっており、臨時的な経費については二十七年からの日清戦争と三十四年の北清事変に伴う軍事的支援であり、三十三年度の五〇〇〇〇円は学校増築費としての支出であった。また、経常的な経費の詳細については、表⑪で示したとおりであり、教育、軍事、達聡会補助に加えて、二十七年から賞杯披露費として酒肴料の支出が始まり、三十二年度から非常勤の正・副会長および幹事への報酬が行なわれるようになってくることなどが、共同義会の財政基盤の確立を物語っているのである。

次に、第三期について、共同義会第一部の年度別貸借対照表から、その資産状況を検討してみると、表⑫で示したように、「借方」において資本金とその準備金の蓄積が急速に進んで、わずか八年間に、それぞれ三倍以上に増えており、また、「貸方」においては、貸付金の漸減に対応して、預け金や諸公債が増加し、四十二年頃には田

表⑬ 宇部共同義会第1部収支決算額の推移
(収入の部)

費目	貸金及預金 利	諸公債利子	土地・家屋 収	準備金 からの補充	第二部 からの回金	その他	収入総計金
年次	円	円	円	円	円	円	円
明治37	1,265.95	98.			10,000.	本年度経常費予算繰越257,94円、銀行預金利子144,879円、靖献会寄附並前期より繰越206,125円、雑収入48円	12,020.894
38	916.211	702.332		630.319		本年度経常費予算繰越392.12円、村有金保管10,000円、雑収入62.4円	12,703.382
39	493.042	658.			2,000.	雑収入48.7円	3,199.742
40	455.27	658.				雑収入48円	1,161.270
41	392.695	858.		339.912		国庫債券償還増収225円、雑収入48円	1,863.607
42							
43	2,324.204	790.	862.7			償還債券参千円ノ原価差引増収240円、売却債券百円ノ原価差引増収12.89円	4,229.794
44	2,035.17	1,026.665	1,029.01			償還債券参千弍百円ノ原価差引増収256円	4,346.845
45	2,085.053	1,101.133	1,100.348		4,000.	償還債券弍百円ノ原価差引増収8.65円	8,295.184

(支出の部)

費目	事務所費 会議費 報酬手当	図書館費	補助費 (達聡・貧窮 軍人会等)	対軍人費 (村・郡・ 県等)	準備金への 繰入	その他	支出総計金
年次	円	円	円	円	円	円	円
明治37	165.505		15.956	355.08		雑費43.47円、靖献会寄附100円、剰余金1,340,883円、本村基本財産へ寄附10,000円	12,020.894
38	245.288	149.914	27.940	1,568.554		雑費20.56円、靖献会寄附89.635円、鉄道停車場費501.491円、水難救助会寄附50円、保管金返納10,000円、同上利子50円	12,703.382
39	264.321	50.	32.652	2,191.245	615.564	雑費45.96円	3,199.742
40	208.38	50.	138.440		616.6	雑費2.85円 除液停車場費負担145円	1,161.270
41	200.638	50.	24.207	(軍隊保衛費) 207.172		雑費2.29円、故藤本氏寄贈金854.3円、架橋補助費525円	1,863.607
42							
43	158.265	50.	56.025		3,811.434	雑費1.32円、土地費0.77円、家屋費28.9円、戦没記念碑補助23.08円、教育費寄附100円	4,229.794
44	162.56	50.	58.545	(渡満軍人) 慰問諸費 39.369	3,993.701	土地費18.02円、家屋費20.4円、本会議員選挙費3.25円、亡特別会員香花料1円	4,346.845
45	191.62	50.	42.39		7,974.609	雑費13.535円、土地費2.63円、家屋費20.4円	8,295.184

(資料) 西村家文書10「幹事会協議録」(宇部共同義会第1部収支決算報告書19~27回)より作成。

表⑭ 宇部共同義会第1部の年度別貸借対照表

年	負債(借方)				資産(貸方)					宇部銀行 旧株券	団地・山林 屋	
	資本金	準備金	利益金	借方 貸方 対金	貸付金	預け金	現在金	軍事公債	国庫債券			特別五分 利公債
明治37	17,000.	735.	1,340.883	19,075.883	5,256.		1,340.883	2,000.	10,479.			
38	17,000.	1,053.444		18,053.444	4,850.	724.444	0.	2,000.	10,479.			
39	17,000.	1,669.008		18,669.008	1,850.	4,340.008	0.	2,000.	10,479.			
40	17,500.	2,285.608		19,285.608	1,850.	4,956.608	0.	2,000.	10,479.			
41	19,500.	1,945.606		21,445.606	1,500.	8,946.496	0.	2,000.	5,704.	3,295.2		
42												
43	49,500.	4,010.584		53,510.584	15,220.	12,469.362	12.46	1,818.165	2,944.	14,355.15		田 253.17 山 4,525.897 家 1,912.38
44	49,500.	8,004.285		57,504.285		29,377.645	52.678	1,818.165	2,030.	17,534.35		田 253.17 山 4,525.897 家 1,912.38
45	56,553.65	8,925.244		65,478.894		30,351.282		1,818.165	2,030.	17,343.	7,245.	田 253.17 山 4,525.897 家 1,912.38

(資料) 西村家文書10「幹事会協議録」より作成。

地・山地・家屋などの不動産を入手している。
このことは、漸く炭鉱業界の発達に伴う資本蓄積が進み始めたことと、三十四年に船城銀行と福川銀行の支店が宇部に進出してきたことなどが影響して、共同義会第一部における資金の貸付事業の役割が縮小したことを反映しており、資産の増殖をもつばら公債や銀行預金によって行ない始めたことを意味しているし、自らの事務所を持ち、田地や山地など不動産の取得は、共同義会がその存立基盤を安定させたことを物語っている。

一方、このような資産状況の変化から生じる第一部諸事業費の年次の収支決算状況は、表⑬で示したとおりであり、「収入の部」においては貸金及預金利子や諸公債利子、あるいは土地・家屋収入が増え、「支出の部」においては、従来からの教育、軍事、達聡会補助に加えて、三十八年度において宇部図書館を設立し、以後その図書購入費として毎年五〇〇円を寄附し続けており、その他の一時的な事業費支出も、宇部村基本財産への寄附一万円を初め、鉄道停車場費や架橋補助費など、公共的な事業への支出が顕著になっているのである。

宇部共同義会の創立とその財政(戸島)

五 おわりに

以上、明治十九年の宇部共同義会第一部の創立から、翌二十年の第二部石炭鉱業の設置をめぐる諸問題の検討を経て、同四十五年に至るまでの財政運営状況を、その資産の蓄積状況と公共事業の実施状況に注目しながら、それぞれの年度別会計決算額で跡付けてみたところであるが、共同義会の財政的發展が多額の公共事業費の支出を伴いながらのことであつた事実が明白になり、改めて、その財政力の大きさに驚嘆する。

特に、村内の石炭坑業を統制することで豊かな事業資金を生み出した事実と、わずか四半世紀の間に確固たる財政基盤を築いた実績は、共同義会の地域住民に対する絶大な支配力となり、やがて四十五年七月には、法律的な存立基盤を固めるため、民法第四三条に基く財団法人への組織変更を決議し、寄附行為のみを目的とする団体として、新たな展開をみせることになるのである。

このような共同義会を、自らはその『五十年誌』において、「宇部の財政經濟を助長し、産業の基礎を確立したるものは、即ち共同義会である」と評価しているが、事実、形式的にはあつても、村内戸主の大部分を株主に組み込んで、各納税区域ごとの株主惣代を議員とする共同義会は、その姉妹機関として設立される「宇部達聡会」と共に、翌二十二年に発足する宇部村議會を形骸化することになるのである。このような村政の「補助機関」は、当時の山口県下に類例がなく、また、石炭鉱業を初めとする公共社会事業の推進で村民を完全に収斂していた実態からして、まさに「宇部モンロー」と評される近代宇部の地域主義の牙城であつた。

註(1) これについては、和座一清『慣習的共同企業の法的研究』（昭和45年6月、風間書房）がある。

- (2) 例えば、荻野喜弘「宇部共同義会による炭鉱業の統制」、西尾林太郎「福原芳山伝考」、北川健「宇部（達聡会）規則の全貌」、拙稿「宇部旧領主福原芳山と殖産興業」（以上一九八二年三月、宇部地方史研究第10号）、布引宏「宇部鉄道」覚え書二」（同第14号）などがある。
- (3) 高良家文書28。以下、特に断らない限り、共同義会の基本的な動向は、この記事を根拠とする。宇部郷土資料館蔵。
- (4) 宇部村役場文書1。宇部郷土資料館蔵。

- (5) 西村家文書88。宇部郷土資料館蔵。
- (6) 福原家文書6-4。宇部郷土資料館蔵。
- (7) 西村家文書1。
- (8) 西村家文書3-6。
- (9) 拙稿「福原芳山と殖産興業」本誌第12号。
- (10) 西村家文書55「石炭借区券譲受願」に見られる。
- (11) 『宇部共同義会五十年誌』14頁。
- (12) (13) 西村家文書48-52。
- (14) これについては、拙稿「宇部達聡会について」（宇部地方史研究第2-4号）参照。

〔付記〕

宇部市立図書館付設郷土資料館に収蔵される共同義会関係史料の閲覧にあたって、今回も図書館職員各位に多大な教示と便宜を写えられた。記して深く感謝する次第である。